

令和7年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	令和7年2月20日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員  出席 10名 欠席 0名  凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	令和7年2月20日 午後3時02分			議 長	小 堤 修
	閉会	令和7年2月20日 午後4時02分			議 長	小 堤 修
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	前 嶋 竜乃介	○	16		
	2	松 本 譲 二	○	17		
	3	古 川 よし枝	○	18		
	4	佐 野 太 一	○	19		
	5	海 東 一 弘	○	20		
	6	小 堤 修	○	21		
	7	落 合 信太郎	○	22		
	8	金 澤 克 仁	○	23		
	9	山野井 隆	○	24		
	10	入 江 洋 一	○	25		
	11			26		
	12			27		
13			28			
14			29			
15			30			
会議録署名議員	5番	海 東 一 弘		7番	落 合 信太郎	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事 務 局 長	斎 藤 佐武郎		議事係	小 林 勇 高 橋 夏子	

地方自治法第1 21条により説明 のために出席 した者の氏名	管 理 者	中 村 修
	副 管 理 者	小田川 浩
	事 務 局 長	穂 鹿 毅
	次 長	中 山 茂
	次 長 兼 経 営 課 長	齊 藤 隆
	水 再 生 課 長	前 島 修
	保 全 課 長	長 塚 学
	整 備 課 長	渡 邊 敏 明
	排 水 窓 口 課 長	近 内 伸 一 郎
	総 務 課 長 補 佐	谷 口 良 倫
	経 営 課 長 補 佐	坂 木 昇
	経 営 課 長 補 佐 兼 料 金 係 長	日 野 由 里 子
	水 再 生 課 長 補 佐	宮 田 俊 明
	保 全 課 副 参 事 兼 課 長 補 佐	齊 藤 宏 幸
	保 全 課 長 補 佐 兼 管 路 更 生 係 長	椎 名 正 徳
	整 備 課 長 補 佐	岩 沢 一 実
	整 備 課 長 補 佐 兼 整 備 2 係 長	海 老 原 一 彦
排 水 窓 口 課 長 補 佐	木 村 修 夫	

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

令和7年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

令和7年2月20日

午後3時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第4号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

令和7年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 令和7年2月20日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
2月20日	午後3時02分	本会議	議会議場	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 一般質問 議員提出議案第1号

令和7年第1回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

令和7年2月20日（木曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後3時02分開会

○議長（小堤 修君） 3時5分からということですが、皆さん集まっておりますので、始めたいと思います。

会議に入る前に、皆さんにお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切替えますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから会議を始めます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。よって、令和7年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

○

会議録署名議員の指名

○議長（小堤 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、海東一弘君、落合信太郎君を指名いたします。

○

会期の決定

○議長（小堤 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について

議案第2号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小堤 修君） 日程第3、議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 皆さん、こんにちは。議員の皆様におかれましては、令和7年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、提出した議案の説明に先立ち、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

初めに、先月1月28日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起きまして、トラック1台が巻き込まれるとともに、約120万人に下水道の使用自粛を呼びかけるなど、大きな影響が発生をいたしました。

原因は調査中ではありますが、事故現場の地下約10メートルに下水道幹線が埋設されており、下水道管の腐食などが原因で周辺の土砂が管へ流れ込んで、空洞の形成に影響した可能性があるかとされております。

現在、高度経済成長期に集中的に整備をしました下水道施設の老朽化が進んできておりまして、整備の時代から維持管理運営の時代に移行しています。

本組合が管理する污水管路においても、今年で50年目を迎えるものもございます。近年は、老朽化施設の改築事業や大きな地震にも対応するべく、耐震化事業に着手をしているところでございます。

また、需要と安定運営につきまして、将来的な人口減少により水需要の減少が想定され、収入も減少すると考えられることから、今後、事業を進める中でも、コストと安全性のバランスを鑑みて戦略的に対処してまいりたい、そのように考えております。

厳しい事業運営ではございますが、持続可能な下水道サービスの提供確保に努め、市民の皆様が安心して下水道を御利用いただけるよう、効果的な事業運営に努めてまいりますので、今後も引き続き、議員の皆様方には、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、本議会は、令和7年度予算の審議をお願いしているところでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

それでは、議案第1号及び第2号を一括して、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることから、本条例に規定する用語を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第2号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、人事院の勧告を踏まえ、一般職の職員が準用する取手市職員の給与に関する条例が改正され地域手当が改められることにより、会計年度任用職員の地域手当について規定している本条例の一部を改正するものでございます。

以上2件を一括いたしまして、提案理由の御説明を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで議員各位に申し上げます。これから質疑を行います。質疑は答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数の制限はありません。

また、質疑を行う議員は、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質疑席で待機し、2回目以降は質疑席で行ってください。質疑が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、それ以降は、答弁者が交代した場合でも発言は自席で行ってください。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号及び第2号を採決いたします。

議案第1号 取手地方広域下水道組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 取手地方広域下水道組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

議案第3号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小堤 修君） 日程第4、議案第3号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） それでは、議案第3号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、主要な建設改良事業において、処理場建設費、ポンプ場建設費及び管きょ建設費をそれぞれ減額するものでございます。

第3条の下水道施設の維持管理などを行うための収益的収支につきましては、収入及び支出において、それぞれ1億2,585万3,000円を減額、第4条の新たな下水道施設の整備や既存施設の改築更新を行うための資本的収支につきましては、収入において、9,007万2,000円を減額、支出において、2億8,672万7,000円を減額するものでございます。

主な補正理由といたしましては、収支ともに執行額の確定によるものでございます。

第5条の継続費につきましては、県南クリーンセンター機械及び電気設備改築事業の総額及び年割額について、補正するものでございます。

以上、議案第3号について提案理由を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 令和6年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

#### 議案第4号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について

○議長（小堤 修君） 日程第5、議案第4号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者中村 修君。

○管理者（中村 修君） 議案第4号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について、提案理由を御説明申し上げます。

令和7年度の予算につきましては、既存施設の経年劣化による修繕や改築費用の増大、人件費や物価高騰の影響など、先行き不透明で、予断を許さない状況の中、事業の見直し及び経費の徹底した精査を行い、市民生活に重要なサービスを安定的に提供することに努める予算の編成としております。

その上で、第2条におきましては、接続戸数、年間総排水量、1日平均排水量を定め、主要な建設改良事業として、県南クリーンセンター消毒施設機械及び電気設備改築工事などの処理場建設費、山王新田汚水中継ポンプ場、自家発電設備工事などのポンプ場建設費、また、未普及地域の解消として、約10ヘクタールの面整備を実施するほか、北部幹線管路更正工事及び伊奈1号幹線管路更生工事などの管きょ建設費を定めております。

次に、予算規模として、第3条の収益的収入及び支出は、本組合の財政運営と経常的な経営活動に係る経費の収支とするもので、収入は49億1,747万9,000円を予定し、前年度当初予算額と比べ0.2%の増、支出については、48億1,714万9,000円で、前年度と比べ1%の増となり、前年度と同規模の予算額となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出は、建設改良事業と企業債の償還などに係る支出でございます。収入は22億7,397万8,000円を予定し、前年度と比べ17.2%の減、支出については、37億9,721万2,000円とするもので、前年度と比べ12.4%の減となっております。

こちらは、令和4年度から令和6年度の継続事業でありました伊奈山王幹線二条化事業の終了による国庫補助金等の収入の減及び事業費等の支出の減となっております。

令和7年度以降も厳しい財政状況が見込まれますが、限られた財源を効率的に執行してまいりますので、議員の皆様には御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、令和7年度予算の概要について御説明申し上げます。

詳細につきましては、事務局長より補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 引き続き、事務局長より補足説明を求めます。

事務局長 穉鹿 毅君。

○事務局長（穉鹿 毅君） 事務局長の穉鹿でございます。

議案第4号について、管理者の補足説明をさせていただきます。

別冊で配付しております予算補足資料の4ページをお開きください。こちらでございます。令和7年度予算実施計画内訳書でございます。

収益的収入及び支出は、下水道施設の維持管理など、日々の営業活動に要する収支でございます。

収入の部、下水道事業収益の総額は、49億1,747万9,000円を予定し、営業収益は、主たる営業活動による収益で、本組合の自主財源であります下水道使用料、雨水処理に要する構成市負担金等によるものでございます。

営業外収益は、営業活動以外の収益とするもので、構成市からの補助金、長期前受金戻入等によるものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

支出の部、下水道事業費用の総額として、48億1,714万9,000円の支出を予定しております。

営業費用は、営業活動に要する議会費のほか、下水道施設の維持管理に要する費用を処理場費、ポンプ場費、6ページの管きよ費に計上しております。

次に、7ページを御覧ください。

業務費は、下水道使用料の調定業務などに要する費用でございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

総係費は、全庁に共通する費用で、事業活動全般に関連する費用として計上しております。

9ページ、減価償却費は、有形固定資産に該当する既存の下水道施設について、経年による経済価値の減耗費を計上しております。

営業外費用は、下水道施設の建設時に借入れた企業債の支払い利息等でございます。

特別損失は、前年度までの下水道使用料等の過誤納還付金を過年度損益修正損に計上しております。

次に、予備費は、下水道施設に生じた緊急性のある修繕工事等に速やかに対応するため計上するものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

資本的収入及び支出は、新たな下水道施設の整備や既存施設の改築更新を行うための収支でございます。

収入の部、資本的収入の総額として、22億7,397万8,000円の収入を予定し、建設改良事業のために借り入れる企業債、構成市からの出資金、補助金、また、国・県による補助金、さらに、下水道の整備後の対象となる皆様に御負担をいただく受益者負担金等の収入を予定するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

支出の部、資本的支出の総額として、37億9,721万2,000円の支出を予定しております。

処理場建設費は、県南クリーンセンターにおける既存施設の改築更新に要する費用で、地震対策としまして、昨年度の耐震診断の結果を基に、沈砂池管理棟及び汚泥処理棟の耐震補強設計業務委託等を計上しております。

ポンプ場建設費は、増設及び既存施設の改築更新に要する費用で、令和7年度、8年度の2か年にわたり、山王新田汚水中継ポンプ場の増設として、新たに自家発電設備の設置に要する費用を計上しております。

管きょ建設費は、下水道未整備地区における新たな面整備として、取手地区、約7.4ヘクタール、つくばみらい地区、約3.3ヘクタールを予定し、既存管の改築更新等に要する費用として、北部幹線管路更生工事及び伊奈1号幹線管路更生工事等を計上しております。

次に、12ページを御覧ください。

下水道事業計画は、事業計画の策定に要する経費で、地震対策として、効率的に耐震補強を行うため、県南クリーンセンター水処理棟及び放流棟などの耐震診断業務委託等を計上しております。

固定資産購入費は、事務用パソコンの購入費等を計上しております。

企業債償還金は、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

13ページは、令和7年度の構成市負担金及び出資金の明細となります。

14ページ以降につきましては、主要事業に関する資料として、その内訳書、事業箇所図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

最後に、構成市の重要な施策である区画整理及び再開発事業に関連して、下水道整備につきましても、引き続き、関係部署と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上、令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について、補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

初めに、通告順に従い発言を許可します。

金澤克仁君。

○8番（金澤克仁君） 金澤克仁です。議案第4号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について、質疑をさせていただきます。

その中で、下水道の使用料についてお尋ねをいたします。

議案第4号の令和7年度下水道事業会計予算の中から、組合の収入財源である下水道使用料について、お尋ねをいたします。

下水道組合では、令和6年4月より下水道使用料の改定を行っていて、令和6年度予算では、令和5年度との比較において約2億7,000万円の増、令和7年度予算においては、令和6年度の比較において約1,400万円の増となっております。下水道使用料徴収の特性で、水道と下水道では1か月から2か月遅れで収入されるので、実際は令和7年度予算が丸々

1年間、使用料改定後の予算と考えられます。

予算上では、令和5年度の使用料改定前と令和7年度の使用料改定後を比較すると、2億8,400万円の収入が増加する予定ですが、今年度4月から1月までの10か月間の実績と、残り2月から3月までの2か月間の予測において、下水道使用料の収入見込みについて伺います。よろしくお願ひします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

次長兼経営課長齊藤 隆君。

○次長兼経営課長（齊藤 隆君） ただいまの金澤議員の御質問にお答えいたします。

使用料改定後における下水道使用料の収入見込みとのことですが、令和6年4月に下水道使用料の改定を行い、議員の言われたとおり、令和7年度予算が丸々1年分の改定後の予算でございます。

令和6年度の下水道使用料の収入見込みについてでございますが、1月までの10か月分で約12億9,800万、執行率で約83%、残り2か月分で約2億5,600万の収入を見込んでおり、執行率で99.7%程度だと考えております。

おおむね予算どおりであり、残り2か月分の収入状況によっては、まだ執行率100%の可能性も捨てきれずにおるところでございます。

また、令和7年度におきましても、適正な使用料収入を計上しております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 金澤克仁君。

○8番（金澤克仁君） ありがとうございます。

下水道事業は、原則として使用料の収入で維持管理などの汚水処理経費を賄うこととなっており、令和7年度予算の維持管理費は、前年度とほぼ同規模となっておりますが、この下水道使用料改定で、その目的は達成できる見込みかお尋ねをいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

次長兼経営課長齊藤 隆君。

○次長兼経営課長（齊藤 隆君） 御質問にお答えいたします。

令和4年度から令和5年度にかけて使用料改定の準備を行い、事業運営審議会の中で維持管理費などの汚水処理経費を下水道使用料で全て賄う形の経費回収率100%の使用料改定を実施しておりまして、先ほどどおり、おおむね予定どおり収入となっております。

しかし、使用料収入の増額の見込みより、ここ数年の人件費や原材料費などの物価高騰のほうが早くなっており、維持管理費の大幅な支出増となっております。そのことから当初見込んでおりました経費回収率100%も、残念ながら97%前後になるのかと推測しております。

当組合としましては、経費の節減、徹底した精査を行い、目的の達成を目指していきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 金澤克仁君。

○8番（金澤克仁君） ありがとうございます。

今の答弁の中にもありましたが、昨今の物価の上昇や人件費の高騰なども考えられるので、令和7年度以降も使用料改定後の検証が必要と思いますが、どのような形で行っていくのか伺います。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

次長兼経営課長齊藤 隆君。

○次長兼経営課長（齊藤 隆君） 御質問にお答えいたします。

今回の改定は、令和4年度に下水道使用料の必要性を検討しまして、令和5年度に下水道条例の改定、令和6年4月より下水道使用料を改定しております。

今後は、毎年度決算において、使用料収入の収入状況を1年ごとに検証し、5年ごとに下水道使用料改定の必要性を検討いたしますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 金澤克仁君。

○8番（金澤克仁君） それでは、最後になります。

今回、この下水道使用料の改定ということで、当組合の供用開始以来、抜本的な改定というのを初めてだったというふうな認識でおります。私も下水道の事業運営審議会の委員として、幾度となく、この改定の審議をしてみりました。その中で、この使用料改定に至るまで、取りまとめは大変御苦労だったと思いますが、その苦労した点と、今後も安心安全な下水道事業の運営のための御助言等あればお願いをいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

次長兼経営課長齊藤 隆君。

○次長兼経営課長（齊藤 隆君） 苦労した点でございますが、審議会の開催中に、当初予定しておりました改定率というのが事務局にはございまして。ただ、開催中に2回から3回だと思ったのですが、次の翌年度の予算の算出をしていたところ、何と維持管理費がその開催中に1億円ぐらい上がってしまったのが分かりまして、そのことを審議会の皆様にお伝えしたところ、再度また一からといいますか、検討し直していただいて、大変御迷惑をかけたところが苦労したところでございます。

また、アドバイスといいますか、そういうものは大変恐縮なのですが、技術の継承ですね。私どもの組合だけじゃなく、全国的なことだと思うのですが、下水道の職員が老朽化しちゃって、管よりも職員のほうが先に老朽化しちゃいまして、その技術の継承が大変難しいと思っております。

それなので、できる限り後輩たちには、また何か月間かありますので、それに定年退職

じゃなくて2年延期であるので、その間にでも、皆様にお伝えできればいいなと考えております。

以上でございます。

○8番（金澤克仁君） ありがとうございます。

○議長（小堤 修君） これで、金澤克仁君の質疑を終わります。

通告にありました質疑は以上となりますが、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 令和7年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

#### 一般質問

○議長（小堤 修君） 日程第6、一般質問を行います。

念のために申し上げます。質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、それ以降は、答弁者が交代した場合も発言は自席で行ってください。一般質問の制限時間は、1人20分以内となります。

それでは、質問通告順に質問を許します。

佐野太一君。

○4番（佐野太一君） 佐野太一です。皆様よろしくお願いたします。通告により一般質問をさせていただきます。

このたび取り上げました質問は、先月、八潮市での下水道管の腐食による陥没事故によるところです。今回、この件に関しましては、私のところにも多くの市民の方から御不安や御心配の声を頂いております。そこで、つくばみらい市、取手市での現状も含め、対策などをお聞きしたいと思っております。

質問事項といたしましては、下水道管の破損における、その原因と被害、対策についてといたしましたが、まず、下水道管が破損する場合の原因について、老朽化や腐食以外の原因はありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長 穠鹿 毅君。

○事務局長（穠鹿 毅君） 佐野議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員からもありましたとおり、今回の質問、これは埼玉県八潮市での下水道管の腐食が原因とされる陥没事故ということで、御質問を頂いております。

まず、被害に遭われた方の1日も早い救助と復旧を願っております。

御質問の下水道管の破損の原因としましては、老朽化や腐食以外となりますと、地震や大雨などの自然災害や他工事での施工上によるものなどが考えられます。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。老朽化、腐食以外にも原因があるということで受け止めさせていただきました。

それでは、現在、下水道組合で行っている下水道管修繕工事における破損の件数と原因についてをお伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長 穠鹿 毅君。

○事務局長（穠鹿 毅君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

現在、下水道組合では、計画的な修繕工事と突発的な修繕工事を実施しております。計画的な修繕工事は、昭和56年に取手市から移管を受けました取手市西地区、中央タウン地区でございます、におきまして、下水道本管から公共ますまでつなぐ取付管、こちらが硬質れき青管という、通称Zパイプという紙を何層にも重ね、タール材を塗ったような素材の耐久性が低い管を使用していたため、破損し汚水が閉塞した事例がございました。そのため、西1丁目から2丁目全体で、平成25年度から令和8年度にかけまして、耐久性の高い管に取り替える工事を計画的に行っております。

突発的な修繕工事としましては、今述べさせていただいた以外では、やはり腐食が主な原因となり、年間1、2件程度発生しております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

私なんかでは、老朽化が一番原因かな、なんていうふうに考えていたこともあるのですが、やはり腐食という今回の事件においてクローズアップされた、この腐食というようなことでは、大変報道でも情報が多く出ておりますけれども、改めまして、腐食の要

因についてを御説明いただきたいと思います。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長 穂鹿 毅君。

○事務局長（穂鹿 毅君） それでは、お答えいたしたいと思います。

圧送管や、その吐出部において汚水が攪拌され、含まれる汚泥などの有機物から硫化水素が生成されます。それが下水道管内に拡散し、細菌の働きによって硫酸となって管内部に付着することで、コンクリート部分や鉄筋などを溶かし腐食するとされております。

本組合における腐食の事例としましても、圧送管や、その吐出先付近における下水道管やマンホールの一部において、腐食を確認しております。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

腐食が大変、大事故につながるような要因、これを確認いたしました。

腐食というのは、進行の状況とかも様々、環境によって変わるとは思うのですけれども、腐食する期間的スパンは、どれぐらいなのでしょう、お伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

事務局長 穂鹿 毅君。

○事務局長（穂鹿 毅君） それでは、お答えいたしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、腐食する期間的スパンについては、汚水量や下水道管の形状、落差等の問題もありまして、様々な状況によるものでございます。なもので、一概には言えませんが、平成27年に下水道法改正におきまして、腐食がする恐れが大きい施設におきましては、5年に1回以上、適正な頻度で点検をすることということが定めております。そのルールにのっとって本組合も実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

5年に1度という点検ですね。確認いたしました。

ここからは、下水道管が破損した場合の被害について、お伺いさせていただきたいと思っております。下水道管が破損した場合、どのような被害が想定されるかについてお伺いいたします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

保全課長 長塚 学君。

○保全課長（長塚 学君） それでは、お答えいたします。

下水道管が破損する場所、例えば下水道管が埋設されている位置、また道路の交通量などによって異なります。また、破損した下水道管のサイズなどによっても被害状況が変わ

るため、一概には言えませんので、本組合の事例をもって御説明をいたします。

まず、取手市の下水道管の破損事例としましては、JAとりで医療センター付近に埋設されている北部幹線にて、布設後19年を経過した平成25年度から、二、三年おきに計4回ほど、直径50センチのダクタイル鋳鉄管の破損が発生しております。

続いて、つくばみらい市の下水道管の破損事例としましては、谷井田地区の市立伊奈小学校南側の市道に埋設されている伊奈1号幹線において、布設後15年を経過した平成30年度と令和4年度に直径80センチの鉄筋コンクリート管の破損が発生しております。

これらの事例は、いずれも硫化水素に起因するものでした。

本組合と埼玉県八潮市で比較しますと、下水道管の大きさは最大のもので半分以下、汚水量の指標となる計画処理人口も10分の1以下と大きく異なります。

本組合の最大となる直径2メートル20センチの下水道管が埋設されている位置は、吉田消防署前の交差点付近から本組合まで、約700メートルで、令和3年度にカメラ調査を行いまして、破損がないことを確認しております。

また、全体の8割以上を枝線管路と言われる直径25センチ以下の下水道管が占めていることから、八潮市のように生活排水の制限や下水道管が機能不全に陥るなどの被害にはならないと考えております。

以上です。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） よく分かりました。

八潮市のイメージとかですと、道路が陥没すると、道路に陥没したところに車が落ちてしまうような、そういった被害があるのではないかという心配を市民の方からもいただいたのですが、今お話を聞いた限りですと、そういったことは、もうほとんどないのかというふうにも思いましたし、全体の8割以上、直径25センチ以下というような管路が占めているということからも、規模の大きさは大きく違ってくるのかなということを理解させていただきました。

それでは、下水道管の破損が原因とされる陥没の発生件数について、お伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

保全課長長塚 学君。

○保全課長（長塚 学君） それでは、お答えいたします。

硫化水素の原因による下水道管の腐食で道路陥没が発生した件数は6件ありました。

詳細につきましては、過去5年間に、北部幹線で3件、高須1号幹線で2件、伊奈1号幹線で1件の道路陥没が発生いたしました。

いずれの道路陥没も修繕が完了するまでの間、交通規制を行うなど、住民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたが、安全な状態に復旧しております。

また、硫化水素以外の小さな道路陥没につきましても、過去5年間において25件発生してはおりますが、即日復旧にて対応をしております。

以上です。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

陥没の発生というのは、5年間さかのぼってみても何件か起こっているということで確認いたしました。それほど大きいものではないと。交通規制するようなものであっても、無事に安全に復旧しているということでございますね。

即日復旧できたものも含めると25件という数はありますけれども、5年間ということを考えますと、年間そんなに数は多くないのかなというふうな印象を受けました。

あと最後に、いわゆるこの破損が原因となる事故、または被害をこれから未然に防ぐための対策ですね。とはいいまして、今後もこういった要因で事故または被害が起こるやもしれませんので、この辺の対策についてを改めてお伺いさせていただきます。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

保全課長長塚 学君。

○保全課長（長塚 学君） お答えいたします。

被害を未然に防ぐ対策としまして、本組合では、ストックマネジメント計画に基づきまして、下水道管の点検、調査から改築工事までを実施する対策と、職員による巡視対応の2通りがございます。

ストックマネジメントにおきましては、重要な下水道管のうち、幹線管路、これを約59.2キロを対象にしまして、取手市では約33.5キロ、つくばみらい市では約2.4キロの調査を完了しております。残りの幹線調査に関しましては、令和8年度に完了する予定でございます。

調査の結果、改築の必要性が確認された取手市の北部幹線並びにつくばみらい市の伊奈1号幹線につきましては、交付金を充当しまして、令和5年度から管路更生工事を実施し、令和7年度に完了する予定でございます。

その後は、枝線管路や民間開発により移管を受けた下水道管を対象に調査を進めていく予定でございます。

また、職員の巡視対応については、下水道管理設箇所 の 道路面 の 異常 を 目視 により 確認 する 作業 であり ます。 異常 の 疑い がある 箇所 については、マンホール蓋を開けて内部の腐食、破損、土砂の堆積などの有無を確認し、修繕が必要と判断された場合は、業者に依頼して修繕を行っております。さらに、マンホール蓋と道路面に段差を発見した際などは、職員による段差の解消作業なども行っています。

圧送管については、カメラ調査が十分に行えないので、圧送管の外部から超音波による測定器で圧送管の厚みを計測し、状態の確認をしております。調査の結果、布設替えが必

要となった取手市米田、中田付近の高須1号幹線、約370メートルについて、布設替え工事が完了しております。令和7年度には、取手市の南部幹線や、つくばみらい市の伊奈1号幹線など管厚測定の実施をいたします。

引き続き、未然に被害を防ぐために早期発見、早期修繕に努め、下水道の健全化を図ってまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小堤 修君） 佐野太一君。

○4番（佐野太一君） ありがとうございます。

今回、質問させていただいたことで、大変詳しくよく分かりました。

今、いろいろなニュースとかでも、以前なかったような陥没のニュースが出てきたりと、大変市民の方も以前に増して注目をしておりますし、心配も増えておりますので、今後も引き続き、被害を未然に防ぐための早期発見、早期修繕を努めていただいて、市民の方を安心させていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（小堤 修君） 以上で、佐野太一君の質問は終わりました。

続いて、前嶋竜乃介君。

○1番（前嶋竜乃介君） 前嶋竜乃介です。

私は、今年から下水道組合議員として、先輩議員の皆様や職員の皆様とお話をさせていただきながら下水道行政を学んでいるところです。今回は、下水道組合議員として初の一般質問になりますが、皆様よろしくをお願いいたします。

それでは、通告に従い、つくばみらい市地区における下水道計画についてお伺いします。

まず、公共下水道区域を決定する全体計画区域についてですが、今年度に見直しを予定されると伺っています。具体的な内容についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） ただいまの前嶋議員の御質問にお答えいたします。

今年度、実施しております全体計画の見直しについてですが、本組合全体計画の上位計画に位置づけられております茨城県及び構成市の汚水処理構想でもあります生活排水ベストプランが令和4年度に見直され、この見直し方針に基づきまして、本組合下水道事業のマスタープランでもあります利根川流域別下水道整備総合計画と整合を図り、より効率的な下水道の基本計画を策定するものでございまして、今年度につきましては、主に下水道計画区域の見直しに伴う汚水量の算出、管きょルートの検討を主な業務としております。

以上となります。

○議長（小堤 修君） 前嶋竜乃介君。

○1番（前嶋竜乃介君） 御答弁ありがとうございます。

これにより、つくばみらい市地区の下水道計画における見直し進捗状況や汚水量の算出やルートを検討が進められていることが分かりました。今後の計画の完成に向けて、さらなる御尽力をお願い申し上げます。

続いて、今年度の見直しでエリアの拡大を予定されていると伺っていますが、進捗状況について教えてください。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、御質問にお答えいたします。

今回の見直しでは、つくばみらい市みらい平東地区の土地区画整理事業地を計画区域に編入するとともに、つくばみらい市の広域化・共同化計画を踏襲しまして、つくばみらい市上平柳地区及び弥柳山谷地区の農業集落排水施設と、狸穴住宅地区及び青木地区のコミュニティプラント施設の4施設の区域を併せて計画区域に編入するものでございまして、構成市と連携して作業を進めているところでございます。

なお、令和7年度におきましても、引き続き、今年度の見直し業務で算出した汚水量に基づきまして、各中継ポンプ場及び県南クリーンセンターの設備等容量計算などを取りまとめ、本組合全体計画の見直し計画が完成する予定となっております。

以上となります。

○議長（小堤 修君） 前嶋竜乃介君。

○1番（前嶋竜乃介君） 御答弁ありがとうございます。

今回の説明を通じて、つくばみらい市みらい平東地区の土地区画整理事業地内の編入や広域化・共同化計画に基づく新たな施設の区域編入が進められていることが分かりました。

下水道事業は、市民生活の利便性向上や環境保全の観点から非常に重要な事業です。引き続き、円滑な事業推進に御尽力いただくことを期待しております。

次の質問に移らせていただきます。

つくばみらい市伊奈地区には、今回の下水道区域編入以外にも、三島地区をはじめとする農業集落排水地区が幾つか存在していますが、将来的には、その地区について、どのように計画されているのかお伺いします。

○議長（小堤 修君） 答弁を求めます。

水再生課長前島 修君。

○水再生課長（前島 修君） それでは、御質問にお答えいたします。

つくばみらい市伊奈地区には、三島地区以外にも、高岡狸穴地区、豊南部地区にも農業集落排水施設がございまして、この3地区の施設は、今回の見直しで区域に編入する4施設と比べまして、まだまだ供用開始後新しい施設となっております。今後は、国や県の方針等に基づきまして、つくばみらい市と協議調整を図りながら区域編入時期を検討し、汚水処理事業運営の効率化に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひした

いと思います。

以上です。

○議長（小堤 修君） 前嶋竜乃介君。

○1番（前嶋竜乃介君） 御答弁ありがとうございます。

今回の御説明を通じて、つくばみらい市伊奈地区の農業集落排水施設については、三島地区だけでなく、高岡狸穴地区や豊南部地区にも施設があり、これらは比較的新しい施設であることが分かりました。

今後は、国や県の方針を踏まえながら、市と協議を進め、区域編入の時期を慎重に検討していくとのことで、今後の動向をしっかりと見守らせていただきたいと思います。これからも、つくばみらい市、そして取手市の皆さんの安全な暮らしのために御尽力いただきますようお願いいたします。

また、最後になりますが、前島水再生課長におかれましては、これまでの多大な御尽力、本当にありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小堤 修君） 以上で、前嶋竜乃介君の質問は終わりました。

○

議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小堤 修君） 続いて、日程第7、議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

海東一弘君。

○5番（海東一弘君） 議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され、拘禁刑が創設されることから、本条例に規定する用語を改めるとともに、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う引用条項の繰下げ及び所要の規定の整備のため、本条例の一部を改正するものを提案するものです。

以上、提案理由を説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小堤 修君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小堤 修君） 討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号 取手地方広域下水道組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小堤 修君） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

これにて本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和7年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

御審議をいただき、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時02分閉会